

佐賀県告示第592号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、日の隈鳥獣保護区及び金立鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（平成9年佐賀県告示第560号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>平成20年2月8日から平成29年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 佐賀市久保泉町の県道佐賀川久保鳥栖線と藤付川との交点を起点とし、同県道を西へ進み市道花畑線との交点に至り、同市道を西へ進み<u>佐賀市と大和町</u>の境界との交点に至り、同境界を</p>	<p>その(1)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 <u>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 佐賀市久保泉町の県道佐賀川久保鳥栖線と藤付川との交点を起点とし、同県道を西へ進み市道花畑線との交点に至り、同市道を西へ進み<u>同市金立町大字金立と同市大和町大字久池井</u>の境</p>

改正前	改正後
<p>北へ進み林道金立山線の終点に至り、同地点から<u>佐賀市久保泉町大字川久保西原地区</u>に通じる金立神社参道を南へ進み金立地区と久保泉地区の境界との交点に至り、同境界を南へ進み斎場東側から金立S A東縁に沿って藤付川との交点に至り、<u>同川</u>を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成20年2月8日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>	<p>界との交点に至り、同境界を北へ進み林道金立山線の終点に至り、同地点から<u>同市久保泉町大字川久保西原地区</u>に通じる金立神社参道を南へ進み金立地区と久保泉地区の境界との交点に至り、同境界を南へ進み斎場東側から金立S A東縁に沿って藤付川との交点に至り、<u>同河川</u>を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>